

弁護士過疎・偏在対策－「日弁連ひまわり基金」によって現在行われている活動

1. 弁護士過疎地域の法律相談センターの設置・運営資金の援助

援助対象

「第一種弁護士過疎地域」*1または「第二種弁護士過疎地域」*2に設置された「ハコモノ」法律相談センター *3。

*3「ハコモノ」法律相談センター… 弁護士会が設置主体となり、弁護士会館や公共施設の会議室等を借りるなどして固定の相談場所を設置し、相談日には弁護士が常駐して法律相談を行う形態のセンター。

援助内容

◆ 開設費援助 … 新規開設や移転費用の援助

(第一種地域) 200万円まで (第二種地域) 50万円まで

↑施設常設の場合。相談日のみ会場を設ける場合は100万円まで。

◆ 運営費援助 … 相談員(弁護士)の日当や交通費等の援助

(第一種地域) 100万円まで (第二種地域) 50万円まで

◆ 常設運営費援助 … 会場を常時賃貸する場合の援助

(第一種地域) 150万円まで (第二種地域) なし

※ この他に、「第一種地域」のセンターに対して、テレビ電話機材等を設置する場合の費用として「通信設備費等援助」(50万円)や開設2年目以降の広報費用として「継続的広報費用援助」(20万円)が行われている。

*1「第一種弁護士過疎地域」… 地裁支部単位で法律事務所の数0から3の地域

*2「第二種弁護士過疎地域」… 地裁支部単位で法律事務所の数4から10の地域

2. ひまわり基金法律事務所(公設事務所)の設置・運営

定義

弁護士過疎解消のために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される法律事務所。2～3年の任期制(任期終了後、「定着」することも可能)。

設置地域

「第一種弁護士過疎地域」*1、「第二種弁護士過疎地域」*2または「新行動計画」対象地域のうち特に必要があると認められる地域(特例あり)。

資金援助

- ◆ 開設費用援助 新規開設・引継時に所長弁護士に対して500万円まで給付。
- ◆ 運営費用援助 年間所得額が720万円未満の場合、不足分を給付。

活動支援

ひまわり基金法律事務所ごとに、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会から2名ずつ推薦された委員からなる「支援委員会」が設置され、所長弁護士を指導・サポート。

3. 偏在解消対策地区で開業する弁護士・弁護士法人に対する援助

①独立開業支援

偏在解消対策地区で独立開業する弁護士に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）

②常駐従事務所開設支援

偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。

③特別独立開業等支援

①、②で、実質ゼロワン地域（地裁支部単位で、当番弁護・国選弁護・法律扶助のいずれかを担当する弁護士が1人以下の地域）で開業する場合。貸付金額を上限650万円に増額。事件の受任状況等を考慮して上限300万円の返済免除が可能。

これらの支援は、貸付金の返済に足りる相当な収入が得られなかったことや、公益的活動を積極的に受任していること等、一定の要件を満たす場合には返済を猶予または免除できる。

対象地域

偏在解消対策地区

… 以下のいずれかに該当する地域

- ◆ 地裁支部管内における弁護士一人あたり人口が3万人以上の地域
- ◆ 簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ◆ 市町村において弁護士が存在しない地域
- ◆ その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

4. 弁護士過疎・偏在地域に赴任する弁護士又はその養成を行う弁護士・弁護士法人に対する援助

援助対象

養成を行う弁護士又は弁護士法人

①偏在対策拠点事務所開設支援

弁護士会・弁護士会連合会が設置する偏在対策拠点事務所への開設資金（当初の運営資金を含む）として上限1500万円を給付。

②養成事務所拡張支援

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を養成するため、事務所拡張（移転・備品購入・改装含む）をするにあたり上限200万円を給付。

③養成費用支援

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を雇用して養成するにあたり、養成費用として上限100万円を給付（※短期の場合は減額）。

④新人弁護士等準備支援

援助対象

赴任予定弁護士

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士の準備資金として、上限100万円を無利息で貸付（※所属事務所から通常水準の給与が払われていない場合に限る）。

養成費用支援の特例（2020年12月1日～2030年11月30日）

以下の要件を満たす場合は、特例により養成費用が増額される。

* 2020年12月1日～2027年5月31日に雇用した被養成者に適用

（公設の養成）1年目月額40万円、2年目月額20万円（最大720万円）

（偏在の養成）1年目月額25万円（最大300万円）

都市型公設事務所の場合

①公設・偏在・スタッフ弁護士（新スキーム・従来スキームのいずれでも可）の赴任実績が雇用日より以前に直近2年間で1人又は5年間で2人以上いること

一般事務所の場合

①赴任実績公設・偏在・スタッフ弁護士（新スキーム・従来スキームのいずれでも可）のが2年で1人又は5年で2人いること（もしくは養成担当弁護士が公設事務所弁護士の経験がある場合は、5年で1人）

②複数名による指導体制、③公益的活動の積極的受任、

④赴任まで3年間の継続雇用、⑤赴任後の指導体制の継続、

※貸付の日から3年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるなど、所定の要件を満たす場合には返済を免除できる。